

お知らせ

中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のモデル事業

昨年四月より改正障害者雇用促進法や障害者自立支援法が施行され、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しております。しかし、中小企業における障害者雇用は減少傾向にあります。

本会では、障害者の雇用促進や安定就労を支援していくため、左記の事業を実施しています。

【事業内容】

- ・ 中小企業を対象としたセミナーの実施
- ・ 事業主等を対象とした事業所見学会の実施
- ・ 雇用管理改善・雇用促進のためのワークショップの開催
- ・ 中小企業における雇用好事例集の作成・公開
- ・ 中小企業を対象とした障害者雇用に関する相談体制の整備
- ・ 障害者に対する傘下中小企業の企業説明会の実施
- ・ 対象傘下企業の現状調査とその分析

★詳細は本会連携支援部

障害者雇用推進室

TEL 043・242・3277

平成20年本会主要行事予定

【新春賀詞交換会】

1月18日(金) 15時

オークラ千葉ホテル

【正副会長会議】

3月7日(金) 16時

ホテルポートプラザちば

【理事会】

3月21日(金) 15時

ホテルポートプラザちば

【幹事会】

5月7日(水) 14時

ホテルポートプラザちば

【正副会長会議】

5月9日(金) 14時30分

ホテルポートプラザちば

【理事会】

5月9日(金) 15時

ホテルポートプラザちば

【通常総会】

5月23日(金) 14時30分

ホテルポートプラザちば

【専門委員会】

6月20日(金) 15時

ホテルポートプラザちば

【全国大会】

11月20日(木)

宮城県

休眠組合の解散整理

組合は正当な理由がないのに成立の日から一年以上事業を開始しないとき、或いは一年以上事業を停止している場合、行政庁は業務改善命令を経ないで、直ちに解散命令を出せることになっております。この具体的判断は一般に「三期連続して決算関係書類の提出がない」場合にその手続きに入ります。今年は3年に一度の休眠組合整理の年なので決算関係書類は必ず所管行政庁に提出して下さい。

高齢者の医療制度が新しくなります。(後期高齢者医療制度の施行)

1. 趣旨

将来にわたり、安心して医療を受けられるよう、国民皆保険を維持しつつ、現役世代と高齢者世代の負担を明確にした公平で分かりやすい制度が創設されました。県内の全市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が、運営主体として医療給付や保険事業等を行います。なお、申請の受付・保険料徴収については市町村が行います。

2. 制度開始時期

平成20年4月1日から

3. 対象となる方

75歳以上(75歳の誕生日から)の方。(65歳以上の方で一定の障害があり広域連合の認定を受けた方)
※他の保険制度から抜けることになりません。

4. 制度の内容

- (1) 医者にかかったときの自己負担は今までと同じです。
- 一般の方：1割負担です。
- 現役並み所得の方：3割負担です。

(2) 保険料負担

・ 75歳以上のすべての方(一定の障害のある方は65歳以上)に負担していただきます。

・ 原則として年金から天引きします。

・ 保険料

均等割額(年額) …… 37,400円

所得割額(年額) …… 〔総所得金額等〕基礎控除額(33万円) × 7.12/100(所得割)

・ 所得の低い方、被用者保険の被扶養者であった方には保険料の軽減措置があります。

(3) 新しい被保険者証が一人に一枚交付されます。

問合せ先

千葉県健康福祉部保険指導課

国保・老人医療室

TEL 043・223・2453

千葉県後期高齢者医療広域連合

業務課

TEL 043・308・6768

